

令和7年7月11日

保護者様

嬉野市立大野原小中学校

校長 伊東 弘至

PTA会長 田中 善人

ICT機器等の所持及びSNSの利用について（お知らせ）

盛夏の候、保護者の皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、これまで大野原小中学校では、「スマートフォン・携帯電話の所持を原則禁止」としてきました。しかし、現在の社会全体の状況をみると、スマートフォンやタブレット等のICT機器は、私たちの生活を支える欠かせないものとなっています。一方、子どもたちの間では、SNSの利用や、やり取りを起因としたトラブルが発生し、また、子どもたちが様々な犯罪に巻き込まれるケースが後を絶たないという状況もあります。

このような現状を踏まえ、大切な子どもたちを守るために、嬉野市校長会から「スマートフォンやタブレット等のICT機器の所持及び学習目的以外でのSNS利用についての基本的な考え方」が市内統一事項（裏面に掲載）として示されました。

つきましては、今後大野原小中学校では、この統一事項を受けて下記のような考えで子どもたちの指導にあたっていきたいと考えています。ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 大野原小中学校では、スマートフォンやタブレット等のICT機器の**所持及び学習目的以外でのSNSの利用を推奨しません。**
- 2 スマートフォンやタブレット等のICT機器の所持やSNSの利用により、問題が発生した場合は、**保護者の責任でご対応をお願いします。**なお、子どもたちが安心して学べる学校を目指すために、学校としてできる範囲での対応を行います。

～ 大切な子どもを守るために ～

嬉野市内小・中学校における、スマートフォンやタブレット等のICT機器の所持及び学習目的以外でのSNS利用についての基本的な考え方について

スマートフォンやタブレット等のICT機器の所持や利用については、保護者の皆様がその利便性だけではなく、危険性を十分にご理解していただいた上で、各ご家庭で判断をお願いします。ICT機器を所持及び利用させる場合は、必ず家庭内のルールを作成し、利用状況の確認等を行い、必要に応じてご家庭でのご指導もお願いします。

また、スマートフォンやタブレット等のICT機器の所持やSNS利用により、問題が発生した場合は、保護者の責任でご対応をお願いします。

なお、心配される危険性と致しましては、

- ① SNS上での写真や動画のやり取り、投稿によりトラブルが発生する可能性があります。
(例：いじめ、誹謗中傷、個人情報の流出、著作権・肖像権・プライバシー権の侵害 等)
- ② SNSは利用の仕方によっては、いじめや犯罪の被害者や加害者になる可能性があります。
- ③ アプリのインストールやゲームの利用に伴う利用料や課金等の金銭的なトラブルにつながる可能性があります。
- ④ 大人の目が届きにくいいため、利用状況の把握等が難しくなり、犯罪やトラブル等に巻き込まれる危険性が高くなります。
- ⑤ 学習目的以外での長時間のSNS使用により、睡眠不足や視力低下等の健康への影響、依存症、それらに伴う学習意欲の低下等が心配されます。

※ 子どもたちが安全かつ健全にICT機器を活用できるよう、学校とご家庭が連携を取ることが重要となりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。